

訪問介護重要事項説明書

＜令和6年 7月 1日 現在＞

当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0495-76-0101 (代表) 午前8時～午後5時まで
 0495-76-5700 (直通) 午前8時～午後5時まで
 担当 管理者 飯田 久

* 御不明な点は、ご相談ください。

1 当事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

| | | |
|-----------------------|---|--------------------|
| 事業所名 | ヘルパーステーション ももよの丘 | |
| 所在地 | 埼玉県児玉郡美里町大字白石2323番地1 | |
| 介護保険指定番号 ・その他のサービス | 訪問介護 | (埼玉県 1174200871 号) |
| | ・ 介護老人福祉施設 | (埼玉県 1174200244 号) |
| | ・ 短期入所生活介護 | (埼玉県 1174200244 号) |
| | ・ 通所介護 | (埼玉県 1174200392 号) |
| | ・ 居宅介護支援 | (埼玉県 1174200426 号) |
| | ・ 認知症対応型共同生活介護 | |
| | なごみの家 | (埼玉県 1174200384 号) |
| | いこいの郷 | (埼玉県 1174200590 号) |
| | つどいの杜 | (埼玉県 1194200208 号) |
| 通常の事業の実施 地域 (*) | 美里町・本庄市・上里町・神川町(旧神川地区)・寄居町・深谷市(旧岡部地区、旧花園地区) | |

* 上記地域以外の方でも御希望の方は御相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

| | 資格 | 常勤 | 非常勤 | 業務内容 | 計 |
|-----------|---------------|-------|-------|----------|-------|
| 管理者 | 介護福祉士 | 1名(1) | | サービス管理全般 | 1名(1) |
| サービス提供責任者 | 介護福祉士 | 1名(1) | | 介護計画の作成等 | 1名(1) |
| 訪問介護員 | 介護福祉士 | 0名() | 2名(0) | 訪問介護業務 | 3名(0) |
| | 介護職員 初任者研修 | 0名() | 1名(0) | | |

() 内は男性再掲

(3) サービスの提供時間帯

| | 通常時間帯 8:00~18:00 | 早 朝 7:00~ 8:00 |
|--------|---------------------|-------------------|
| 平 日 | ○ | ○ |
| 土・日・祭日 | ○ | ○ |

* 時間帯により料金が異なります。

* 上記時間以外でも御相談は受け付けますので、お気軽に御相談下さい。

2 サービスの内容

(1). 身体介護

- ①利用者の身体に直接接触して行う介助（介助に必要な準備や後片付けを含みます。）
- ②自立生活支援のための見守りの援助
- ③利用者が日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助や専門的な援助です。

・食事介助 ・入浴介助（全身浴、手浴、足浴） ・服薬介助 ・移乗、移動介助
・排泄介助（トイレ、ポータブルトイレ、尿器、おむつ） ・身体清拭
・体位変換 ・起床介助 ・就寝介助 ・衣類の着脱・身体整容（爪きり、耳かき、髪を梳く）
・水分補給 ・洗面介助 ・口腔ケア
・自立支援のための見守り援助（利用者と一緒に手助けしながら行う家事）

(2). 生活援助

- ①掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助であり、ご利用者が単身のため、または家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものを言います。

・掃除、ゴミ出し ・洗濯 ・調理 ・ベッドメイク ・衣服の整理
・被服の補修 ・買い物 ・薬の受け取り ・配膳、下膳
・その他の家事（ ）

(3). その他のサービス

介護保険に関する御相談は受け付けますのでお気軽に御相談下さい。

(4). 次のサービスは（原則として）介護保険では提供できません

・利用者本人以外の洗濯、調理、買物、布団干し
・主として利用者が使用する居室以外の掃除
・自家用車の洗車、清掃 ・草むしり ・花木の水やり ・ペットの世話
・家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え ・大掃除、床のワックス掛け
・特別手間をかけて行う料理（おせち料理など）

3 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として下記の自己負担分（1割、2割又は3割）です。保険者から発行される介護保険負担割合証を確認させていただきます。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額基本料金（10割・実費）となります。

《サービス費負担割合の説明》

1割負担

- ・本人が住民税非課税の方
- ・40歳～64歳（第2号被保険者）の方
- ・生活保護を受給されている方
- ・本人の合計所得金額が160万円未満の方
- ・本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満であり、年金収入+その他の合計所得金額の合計額が単身世帯で280万円未満、または2人以上世帯で346万円未満の方。
- ・本人の合計所得金額が220万円以上であり、年金収入+その他の合計所得金額の合計額が単身世帯で280万円未満、または2人以上世帯で346万円未満の方。

2割負担

- ・本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満であり、年金収入+その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、または2人以上世帯で346万円以上の方
- ・本人の合計所得金額が220万円以上であり、年金収入+その他の合計所得金額の合計額が単身世帯で280万円以上340万円未満、または2人以上世帯で346万円以上463万円未満の方。

3割負担

- ・本人の合計所得金額が220万円以上であり、年金収入+その他の合計所得金額の合計額が単身世帯で340万円以上、または2人以上世帯で463万円以上の方

※「合計所得金額」とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等をする前の所得金額をいいます。

※国の基準を元に各市町村で判断及び判定されます。

【身体介護】 ※地域区分別1単位当たりの単価10,000円（その他）

※下記料金表は特定事業所加算Ⅱ（10%）を含んでおります。

| 身体介護 | 20分未満 | 20分～ 30分未満 | 30分～ 1時間未満 | 1時間～ 1時間30分未満 | 1時間30分～ 2時間未満 |
|-----------|--------|---------------|---------------|------------------|------------------|
| 基本料金（10割） | 1,790円 | 2,680円 | 4,260円 | 6,240円 | 7,140円 |
| 自己負担分（1割） | 179円 | 268円 | 426円 | 624円 | 714円 |
| 自己負担分（2割） | 358円 | 536円 | 852円 | 1,248円 | 1,428円 |
| 自己負担分（3割） | 537円 | 804円 | 1,278円 | 1,872円 | 2,142円 |

【 生活援助 】

| 生活援助 | 20分～ 45分未満 | 45分以上 |
|-----------|---------------|--------|
| 基本料金(10割) | 1,970円 | 2,420円 |
| 自己負担分(1割) | 197円 | 242円 |
| 自己負担分(2割) | 394円 | 484円 |
| 自己負担分(3割) | 591円 | 726円 |

【 身体介護と生活援助の混合 】

| 身体・生活 | | 生活援助 20分 | 生活援助 45分 | 生活援助 70分 |
|-----------|---------------|-------------|-------------|-------------|
| 基本料金(10割) | 身体介護 30分未満 | 3,400円 | 4,110円 | 4,830円 |
| 自己負担分(1割) | | 340円 | 411円 | 483円 |
| 自己負担分(2割) | | 680円 | 822円 | 966円 |
| 自己負担分(3割) | | 1,020円 | 1,233円 | 1,449円 |
| 基本料金(10割) | 身体介護 1時間未満 | 4,970円 | 5,690円 | 6,400円 |
| 自己負担分(1割) | | 497円 | 569円 | 640円 |
| 自己負担分(2割) | | 994円 | 1,138円 | 1,280円 |
| 自己負担分(3割) | | 1,491円 | 1,707円 | 1,920円 |

* 身体介護と生活援助が混在する場合には、具体的なサービス内容を区分して、身体介護にかかる利用料に生活援助部分を加算いたします。(上記料金表参照)

* 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者及び代理人の同意を得て、2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合は、基本料金の2倍の料金となります。

* 料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

* 加算

要件を満たす場合に、基本料金に下記の料金が加算されます。

※地域区分別1単位当たりの単価10,000円(その他)

| 加算の種類 | 要件 | 基本料金 | 自己負担分 (1割) | 自己負担分 (2割) | 自己負担分 (3割) |
|--------------------|--|---------------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 初回加算 | 新規に訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか、他の訪問介護員に同行した場合。又、2ヶ月以上利用がなく、その後新たに訪問介護計画を作成した場合も同様に加算対象。 | 1月につき 2,000円 | 200円 | 400円 | 600円 |
| 緊急時訪問介護加算 | 利用者や代理人・家族代表からの要請を受け、緊急に身体介護サービスを行った場合。 | 1回につき 1,000円 | 100円 | 200円 | 300円 |
| 生活機能向上連携加算 (I) | 訪問リハビリテーション事業所等(※1)の理学療法士等(※2)の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、計画に基づく訪問介護を行った場合。 | 1月につき 1,000円 | 100円 | 200円 | 300円 |
| 生活機能向上連携加算 (II) | 訪問リハビリテーション事業所等(※1)が利用者宅を訪問する際、サービス提供責任者が同行し、利用者の身体状況の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成した場合であって、当該理学療法士等(※2)と連携し、計画に基づく訪問介護を行った場合(初回の訪問介護から3か月間を限度) | 1月につき 2,000円 | 200円 | 400円 | 600円 |
| 早朝加算 | 早朝(午前7時～午前8時)にサービスを提供した場合 | 1回につき 基本料金の25% | | | |
| 特定事業所加算II | 下記参照 ※3 | 1回につき基本単位の10% (料金表に含まれております) | | | |
| 介護職員等処遇改善加算I ※4 | 介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算。 | 1月につき 基本料金の24.5% | | | |

※1は指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施している医療提供施設の事を言います。

※2は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師の事を言います。

※3 特定事業所加算IIについて下記の要件を全て満たしております。

【体制要件】

- ・個別の訪問介護員ごとに研修計画を策定し、計画に沿って研修を実施しています。
- ・利用者様に関する情報や留意事項の伝達、技術指導等を目的とした会議を月1回開催します。

- ・サービス提供責任者と訪問介護員との間の情報伝達を文書にて確実にいき、また報告体制と記録を整備しています。
- ・全ての訪問介護員に対する健康診断を年1回行なっております。

【人材要件】

- ・訪問介護員の総数のうち介護福祉士の割合が常勤換算方法により、30%以上占めております。

※4の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

- * 介護保険関係法令の改正等により料金を変更する場合は、事前にご説明をし、ご承諾を頂きます。

(2) 交通費

前記1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、訪問介護員がおたずねするための交通費の実費が必要です。通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルごとに20円頂きます。なお、距離は通常の事業の実施地域を越えた地点から利用者様宅までの往復とします。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は、至急、御連絡ください。

(連絡先 直通電話0495-76-5700 担当：飯田 久)

| | |
|----------------------------|------------------|
| 御利用の前日までに御連絡いただいた場合 | 無料 |
| 御利用の3時間前までに御連絡いただいた場合 | 当該基本料金(10割)の30% |
| 御利用の3時間前から直前までの間にご連絡を頂いた場合 | 当該基本料金(10割)の50% |
| ご連絡がなかった場合 | 当該基本料金(10割)の100% |

(4) その他

- ① 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者の御負担になります。
- ② 料金のお支払方法
毎月、15日までに前月分の請求書を送付しますので、25日までに入金をお願い致します。確認後、領収証を発行いたします。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と御相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者の転居により、事業所によるサービス提供が不可能となった場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

⑤ その他

事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や代理人などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当法人が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

利用者が、サービス利用料金の支払が30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合、又は利用者や身元引受人などが当法人や当法人のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、また、利用者、家族等による度重なるサービスのキャンセル・受給拒否、介護保険法令と関連諸法令及び告示・通達等に抵触するサービスの度重なる執拗な要求等により、サービス提供の続行が困難な場合は30日前までに文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5 当法人の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

ヘルパーステーションももよの丘は、住み慣れた地域社会で家族と共に生活が出来よ

う、介護、生活援助サービスを中心に、利用者が穏やかな日常生活を過ごせるようにケアさせていただきます。

また、当法人では在宅介護以外にデイサービス、ショートステイを始めグループホーム、特別養護老人ホーム等、様々な事業を展開しております。身体機能、生活状態に応じた幅広い利用者の受け入れが可能です。多種多様な要望に合わせたケアで、介護にお困りの方の幅広いニーズに応えることが可能です。

(2) サービス利用のために

| 事 項 | 有無 | 備 考 |
|---------------|----|--------------------|
| ホームヘルパーの変更の可否 | ○ | 変更を希望される方はお申し出ください |
| 男性ヘルパーの有無 | ○ | |
| 従業員への研修の実施 | ○ | 年2回以上 職員研修を実施しています |
| サービスマニュアルの作成 | ○ | |
| その他 | | |

6 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 訪問介護員は、医療行為や年金等の金銭の取扱いはいたしかねますので、御了承ください。(生活援助として行う買物等に伴う少額の金銭の取扱いは可能です。)
- ② 訪問介護員は、介護保険制度上、利用者の介護や家事の準備等を行うこととされています。家族の方の食事の準備など、それ以外の業務については介護保険外のサービスとなりますので、御了承ください。
- ③ 訪問介護員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、御遠慮下さるようお願い致します。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、代理人、家族代表、主治医、救急隊、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

当事業所の方針として利用者様の人命を優先し、安全な体位、場所の確保をし、関係機関への速やかな引継を行います。

| | |
|-----------|---|
| 緊急連絡先① | |
| 氏名 | |
| 住所 | 〒 |
| 電話番号 | |
| 続柄 | |
| 緊急連絡先② | |
| 氏名 | |
| 住所 | 〒 |
| 電話番号 | |
| 続柄 | |
| 主治医 | |
| 病院または診療所名 | |
| 医師名 | |
| 住所 | 〒 |
| 電話番号 | |

8 事故発生時の対応

日々、事故等防止に努めておりますが、サービスの提供中に万が一、事故が発生した場合にはその緊急性に応じて速やかに対応させていただきます。事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。又、利用者、代理人等へその経過と結果について報告を行います。

9 サービス内容に関する苦情

① 相談・苦情担当

ももよの丘

苦情受付責任者 飯田 久 0495-76-0101 (代表)

0495-76-5700 (直通)

苦情解決責任者 田川 徹 福) 希望の里 理事長

第三者委員 卜部美智子 0495-76-3369

関口 勅男 0495-76-2253

坂井 光枝 0495-76-1551

美里町役場 介護福祉課 0495-76-5132

本庄市役所 介護保険課 0495-25-1719

上里町役場 高齢者いきいき課 0495-35-1243

神川町役場 保険健康課 0495-77-2113

| | |
|------------------|--------------|
| 大里広域市町村圏組合 介護保険課 | 048-501-1330 |
| さいたま市役所 介護保険課 | 048-829-1264 |
| 埼玉県国民健康保険団体連合会 | 048-824-2568 |

10 当事業所の概要

別紙パンフレット等ご覧下さい。

第三者評価の実施状況 … 無し。

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県児玉郡美里町大字白石2323番地1

名称 社会福祉法人 希望の里

理事長 田川 徹 印

説明者

管理者 飯田 久 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。又、『個人情報保護指針』について説明を受け、同意致します。

利用者 住所

氏名 印

代理人・家族代表 住所

氏名 印